



# 減免手続きの流れ

毎年度4月1日時点において、減免要件をすべて満たす方が対象です（据置期間によってはこの限りではありません）。

## （１） 意思確認書を提出する

奨学金貸付終了後、『意思確認書』に必要事項をご記入の上、教育委員会で定める期日までに鹿沼市教育委員会教育総務課（鹿沼市民情報センター4階）へご提出ください。（※郵送可 必着）



## （２） 奨学金返還免除申請書が送付されます

（１）の意思確認書を提出された方に対し、奨学金返還開始から5年目にお送りします。



## （３） 奨学金返還免除申請書、その他必要書類を提出する

奨学金返還免除申請書へ必要事項をご記入の上、①就労証明書、②住民票の写し、③市税の完納証明書と併せて教育総務課へご提出ください。

申請は毎年度、4月1日から15日まで。（15日が土日祝日の場合は翌開庁日）

※ 申請が遅れた場合、遡及しての減免は致しかねますのでご注意ください。  
また、申請書の提出がないと、正式な決定にはなりません。



## （４） 減免決定

提出された書類等を確認させていただき、減免が決定した場合のみ、奨学金返還免除決定書を送付させていただきます。

減免は返済最終日から起算し、72万円が上限となっております。

ご不明な点は、教育総務課（0289-63-2234）へお問い合わせください。

【注意！】鹿沼市奨学金返還支援補助金（経済部産業振興課 所管）との併用はできませんのでご注意ください。